

## WIND HOKKAIDO 組織委員会 会則 (抄)

### 第1条 (名称)

本会は、WIND HOKKAIDO 組織委員会 (WIND HOKKAIDO COMMITTEE) と称する

### 第2条 (目的)

本会は、北海道に洋上風力関連事業等が誘致される機運を醸成することや、洋上風力への理解促進を図るための活動をするを目的とする

### 第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、年に1回程度フォーラムを開催する

### 第4条 (組織)

本会は、第2条の目的に賛同する各種法人、行政機関、団体または個人のうち次の条件を満たす者で組織する

- ① 北海道内に本社がある
- ② 北海道が起業地である
- ③ 会の運営や発展に資すると役員会が判断した場合

【5～7条 略】

### 第8条 (役員)

本会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は互選により選出する

3 役員を補佐するため事務局員を置く

【9～15条 略】

### 第16条 (事務局)

本委員会の事務を処理するため、事務局を株式会社栗林商会内に設置する

**附 則**

- ・ この会則は、2023年 4月1日から施行する
- ・ 設立当初の事業年度は、第14条に関わらず本会則施行日から2023年8月31日までとする